

エミール加須福祉用具貸与事業所運営規程（介護予防）

第1条（事業の目的）

この規程は、株式会社エミール介護センターが開設する エミール加須福祉用具事業所（以下、（事業所）という。）が行う、指定（介護予防）福祉用具貸与事業及び特定（介護予防）福祉用具販売事業（以下（事業）という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下、「要介護者」という。）対し、（介護予防）福祉用具の貸与及び特定（介護予防）福祉用具販売を行うことを目的としている。

第2条（運営の方針）

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な（介護予防）福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、（介護予防）福祉用具を貸与もしくは、（介護予防）福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能の維持等に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）及び他の居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 エミール加須福祉用具事業所
- 二 所在地 埼玉県加須市花崎1丁目21-12

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員1人）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも（介護予防）福祉用具貸与及び特定（介護予防）福祉用具販売を行うものとする。

二 専門相談員 2人以上（常勤換算2人以上）

専門相談員は、福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等の専門的な援助を行い、
(介護予防) 福祉用具貸与及び特定(介護予防) 福祉用具販売を行うものとする。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、5月3日から5月5日、8月14日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。但し、日曜日を除く祝祭日は、営業日とする。)
- 二 営業時間 月曜日から土曜日 8時20分から17時20分までとする。

第6条 ((介護予防) 福祉用具貸与及び特定(介護予防) 福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額)

指定福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

- 一 (介護予防) 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的な知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、故障等の対応、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 特定(介護予防) 福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の身体の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、特定(介護予防) 福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定(介護予防) 福祉用具の販売にかかわる同意を得る。
- 三 指定(介護予防) 福祉用具貸与及び特定(介護予防) 福祉用具販売の提供にあたっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を用意するとともに、利用者の身体の状況に応じて福祉用具の調整を行い、当該福祉用具の使用方法、使用上の注意、故障時の対応等を利用者及び家族等に十分に説明し、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 四 提供する指定(介護予防) 福祉用具貸与及び特定(介護予防) 福祉用具販売の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 五 居宅(介護予防) サービス計画に指定(介護予防) 福祉用具貸与及び特定(介護予防) 福祉用具販売が位置づけられている場合には、当該計画に指定(介護予防) 福祉用具貸与及び特定(介護予防) 福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる。

六 居宅（介護予防）サービス計画が作成されていない場合には、施行規則第71（90）条第1項第3号に規定する居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給の申請に係る特定（介護予防）福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

七 特定（介護予防）福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記載するとともに、利用者からの申し出があった場合は、文書の交付、その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

八 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具貸与に関する情報を利用者に提供する。

2 指定（介護予防）福祉用具貸与の提供にあたり取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める（介護予防）福祉用具貸与に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。

- 一 車いす（福祉用具貸与）（※1介護予防福祉用具貸与）
- 二 車いす付属品（福祉用具貸与）（※1介護予防福祉用具貸与）
- 三 特殊寝台（福祉用具貸与）（※1介護予防福祉用具貸与）
- 四 特殊寝台付属品（福祉用具貸与）（※1介護予防福祉用具貸与）
- 五 床ずれ予防用具（福祉用具貸与）（※1介護予防福祉用具貸与）
- 六 体位変換器（福祉用具貸与）（※1介護予防福祉用具貸与）
- 七 手すり（福祉用具貸与）（介護予防福祉用具貸与）
- 八 スロープ（福祉用具貸与）（介護予防福祉用具貸与）
- 九 歩行器（福祉用具貸与）（介護予防福祉用具貸与）
- 一〇 歩行補助杖（福祉用具貸与）（介護予防福祉用具貸与）
- 一一 認知症老人徘徊感知機器（福祉用具貸与）（※1介護予防福祉用具貸与）
- 一二 移動用リフト（福祉用具貸与）（※1介護予防福祉用具貸与）
- 一三 自動排泄処理装置（福祉用具貸与）（介護予防福祉用具貸与）

※1 理由書及び、医師の意見書の作成により保険者が許可した要介護者に対し、介護予防福祉用具貸与は可能とする。

3 特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たり取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める特定（介護予防）福祉用具販売に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。

- 一 腰掛便座
- 二 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 三 入浴補助用具
- 四 簡易浴槽

五 移動用リフトの釣り具の部分

- 4 (介護予防)福祉用具貸与及び特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の利用料の額は(介護予防)福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は「指定居宅サービスに要する額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生省告示第127号)」に定める基準に従って、別に定める料金表に記載されている額とし、当該(介護予防)福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、月の中途の契約・解約の場合の料金は15日を境に1ヶ月の半額の料金とする。
- 5 特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合には、法台44条第3項に規定する、現に当該特定(介護予防)福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、以下の書類を利用者もしくは家族に対して交付する。

- 一 事業所名称
- 二 提供した特定福祉用具の品目及び品目の名称及び販売の額とその必要と認められる事項を記載した証明書。
- 三 領収書

- 6 次条の通常の実施地域を越えて行う指定(介護予防)福祉用具貸与及び特定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費並びに福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第7条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、埼玉県全域の区域とする。

第8条(衛生管理等)

- 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態については、必要な管理を行うものとする。
- 2 福祉用具の消毒保管を外部事業者に委託する場合には、必要事項を記載した契約書を交わすものとする。なお、外部事業者に委託する事業者は、株式会社ビューティーマイト、 フランスベット株式会社、 豊田通商株式会社、 プライムケア関東株式会社、 パラマウントケアサービス株式会社、 株式会社ランダル

コーポレーション、 株式会社ライフステップサービス とする。

第9条（緊急時及び事故発生時の対応）

（介護予防） 福祉用具貸与及び特定（介護予防） 福祉用具販売の提供に当たるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 利用者に対する指定福祉用具貸与及び特定（介護予防） 福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第10条（個人情報の保護）

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第11条（虐待防止）

事業所は、虐待発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報する。

第12条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後にもおいても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 揭示及び目録の備え付け
- 一 事業所の見やすいところに運営規程の概要を掲示し、サービスの選択に資するよう努める。
 - 二 サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う（介護予防）福祉用具の品目品名・利用料金及び販売額等を記載した目録を事業所に備え付ける。
- 5 正当な理由なく、（介護予防）福祉用具貸与サービス及び特定（介護予防）福祉用具販売の提供を拒まないものとする。また、自社によるサービス提供が困難な場合には、速やかに他の（介護予防）指定福祉用具貸与事業者及び特定（介護予防）福祉用具販売事業者を紹介する。
- 6 要介護認定等の認定を受けていない利用者申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
- 7 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
- 8 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画変更の意向があるときは必要な援助を行う。
- 9 利用者の要介護認定につき認定審査会意見が付されている場合には認定審査会意見に配慮して指定（介護予防）福祉用具貸与サービス及び特定（介護予防）福祉用具販売を提供する。
- 10 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から認められたときは、これを掲示する。
- 11 利用者からの相談または苦情に対応する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 12 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社 エミール介護センター 代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月15日から施行する。